



滋賀県警察

# サイバーセキュリティ情報SHIG@

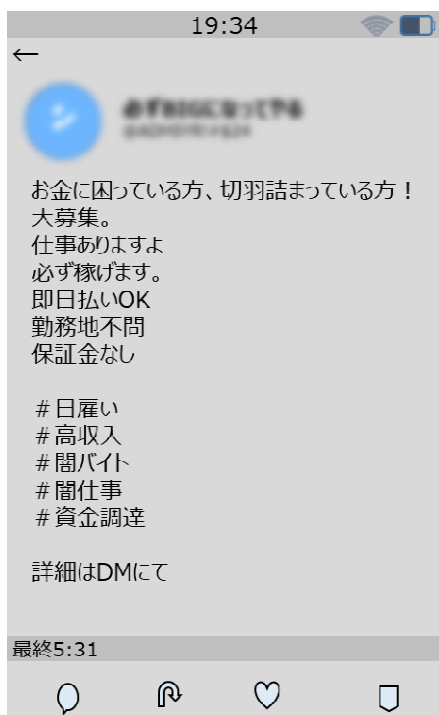
サイバー犯罪からあなたを守るセキュリティ情報をお届けします。

R4年度 No.9

## ⚠ SNSの違法・有害情報に注意 ⚠ その仕事「闇バイト」かもしれません！

SNSで闇バイト仲間を募り、強盗を行っていた男性とその仲間が逮捕されています。闇バイトとは、高額な報酬と引き換えに、違法な行為をするアルバイトのことです。SNSを利用して高額報酬の仕事が募集されることがありますが、犯罪の可能性が高いため、決して手を出さないでください。

仕事（行為）の内容次第では、逮捕される可能性もあります。闇バイトを募集する者は、「安全です」「捕まることはない」「簡単な仕事で稼げる」等と言って誘いますが、絶対にやらないでください。



闇バイト募集の例  
詳細はダイレクトメッセージや、Telegram（匿名メッセージアプリ）でやり取りするパターンがほとんどです。

**儲かる・稼げる話に注意！  
犯罪者にならないで！**

### 犯罪です！

#### 預貯金口座の譲渡（有償、無償問わず）

自分の預貯金口座を、貸したり売ったりしてはいけません。また、売るために口座を開設することも犯罪になります。（犯罪収益移転防止法違反）



#### 暗号資産用のアカウントの譲渡

暗号資産交換用情報（ID/パスワード等）を正当な理由なく売買することは犯罪です。自分のアカウントは他人に使わせないようにしましょう。（犯罪収益移転防止法違反）



#### 口座から現金を引き出す（出し子）

他人の口座から現金を引き出す、また振り込む行為は、詐欺行為の一部です。



#### 現金やキャッシュカードを受け取る（受け子）

詐欺の被害者から、現金やキャッシュカードを直接受け取ったり、宅配で受け取ったりする行為は詐欺行為の一部です。



#### 犯罪の募集、仲介、誘因

犯罪者を募ったり、犯罪を助長することは、教唆犯や幫助犯になる可能性があります。犯罪の呼びかけは絶対にしないでください。



「サイバーコネクトSHIG@」2月はサイバーセキュリティ月間です。セキュリティ対策を推進しましょう。

滋賀県警察本部 サイバー犯罪対策課 077-522-1231（代表） 県警Webページ→

